

コンプライアンス基本方針

制定 令和3年12月20日

当社は、「社訓」、「経営理念」を踏まえ、利用者からの信頼と期待に応えるため、コンプライアンスの実践にかかる態勢を組織的に確立する必要がある。このために「コンプライアンス基本方針」を制定し、すべての役員・社員は、当社の使命と社会的責任を認識し、高い倫理観と強い責任感をもってこの態勢を維持していく。

1. コンプライアンス意識の確立と組織風土の醸成

- (1) 役員は、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題と位置付け、率先してコンプライアンス経営を推進するとともに、「社訓」、「経営理念」および「行動規範」を基礎としたコンプライアンス意識を確立する。
- (2) 役員・社員は、相互のコミュニケーションの活性化を図り、コンプライアンスを最優先とする透明性の高い組織風土を醸成する。

2. コンプライアンス態勢の整備

- (1) 役員は、職務執行が法令および定款等に適合することを確保するため、コンプライアンス実践のための態勢を整備・確立する。
- (2) 役員は、各部門において主体的・自律的にコンプライアンス意識の浸透と定着化を図り、それぞれのコンプライアンスに関する問題を把握・認識し、その改善に取り組む。
- (3) 役員は、コンプライアンスに関する情報の提供および収集手段を整備・運用するなど内部けん制を有効に機能させ、法令違反等の未然防止に努める。
- (4) 役員・社員は、不祥事および不祥事のおそれのある事案が発生、もしくは発覚、または発生の疑いがある場合、迅速かつ組織的に対応する。
- (5) 役員は、コンプライアンス態勢全般を検証し、当社におけるコンプライアンスの状況を的確に認識し、更なるコンプライアンス態勢の推進を図る。

以上